

水産政策審議会企画部会

第 1 0 3 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第103回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和5年4月18日（火）14時00分

閉会 令和5年4月18日（火）16時08分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 田辺 恵子
中川 めぐみ 山下 東子 吉川 文

（特別委員）川原 明子 久保田 正 後藤 理恵 佐々木 ひろこ
菅原 美徳 高橋 健二 野田 一夫 深川 沙央里
深川 英穂 結城 未来 和田 律子

3. その他出席

（水産庁）山口漁政部長 藤田資源管理部長 廣野増殖推進部長
田中漁港漁場整備部長 山里企画課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第103回企画部会
議事次第

日 時：令和5年4月18日（火）14:00～16:08

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- （1）令和4年度水産の動向（案）について
- （2）令和4年度に講じた水産施策（案）について
- （3）令和5年度に講じようとする水産施策（案）について（諮問第411号）
- （4）その他

4 閉 会

○企画課長 定刻を少し回りましたが、ただいまから水産政策審議会第103回企画部会を開催したいと存じます。

水産庁企画課長の山里でございます。本日の事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この度の企画部会は、開催日につきまして一度調整させていただきましたが、日程を急遽変更させていただくこととなりました。大変申し訳ございませんでした。委員の皆様方におかれましては御多忙の折、再度御都合につき調整いただきまして、大変感謝しているところでございます。ありがとうございました。

なお、本日の企画部会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムを併用しながら御参加いただく形で開催させていただいております。

オンラインで御出席の方におかれましては、御発言の際にはウェブ会議システム上で「挙手」ボタンをクリックしていただき、発言の意思を表示していただき、指名の後に御発言を頂きますようお願い申し上げます。

御発言されるまでは音声はミュートに設定していただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようお願い申し上げます。

音声トラブルなどがございました場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて、事務局までその旨をお知らせいただければ幸いです。

それでは、開会に当たりまして水産庁漁政部長の山口より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆様、こんにちは。漁政部長の山口でございます。

水産政策審議会第103回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、企画課長の山里からもありましたけれども、本日は直前になりまして急遽、開催日を変更させていただきました。大変御迷惑をお掛けしました。申し訳ございません。

お忙しいところ、また、急遽の変更にもかかわらず御参加いただきまして、大変ありがとうございます。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

本日は、これまで企画部会で皆様から御意見を頂戴いたしました水産白書の本文、それから令和4年度の水産の動向、令和4年度に講じた施策、令和5年度に講じようとする施策をお示しいたします。また、報告事項といたしまして、現在国会に提出しております漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案、それから遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明させていただきたいと思っております。

以上の案件につき委員の皆様に幅広い観点から御議論いただきまして、白書に関しましては本日、一定の取りまとめをしていただければ幸いと存じております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員11名中オンラインでの参加を含めまして7名の方に御出席いただき、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員につきましては、16名中オンラインでの参加を含め11名の方に御出席いただいております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

水産政策審議会議事規則第6条に基づき、会議は公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

更に、本日諮問させていただきます令和5年度に講じようとする水産施策については、水産基本法第10条第3項により審議会の意見を聞くこととされており、その議決については、水産政策審議会令第6条第6項に基づき定められました水産政策審議会議事規則第11条第3項により、当部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとされておりますので、併せて報告させていただきます。

では、今回の配布資料の確認をさせていただきます。

資料1は委員の名簿でございます。資料2が「令和4年度水産の動向（案）」、資料3「令和4年度水産施策（案）」、資料4「令和5年度水産施策（案）」、資料5「令和4年度水産白書概要版（案）」、資料6－1「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案の概要」、資料6－2「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要」、以上が本日の配布資料でございます。

資料の過不足がございましたら、事務局までお知らせいただければ幸いです。

ここで、報道関係者の方がいらっしゃいましたら撮影等はここまでいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから先は山下部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。今日はお集まりくださって、ありがとうございます。

会場には、私を含めて9名の委員がいます。その様子がなかなかウェブ参加の皆様に移りにくいんですけども、会場はこのような状況であるということを知っていただきたいと思います。

また、今、課長から資料の説明がありましたけれども、会場の方には紙で打ち出したものがあるんですが、3センチぐらいあるんです。水産白書の案だけでも200ページあるんですよ。この一字一句、全て水産庁の皆さんがお書きになったものの集大成でございますので、今日の時間を頂いて、しっかりと審議していきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、資料2及び資料5の令和4年度水産の動向（案）について、資料3の令和4年度に講じた水産施策（案）について、資料4の令和5年度に講じようとする水産施策（案）について、その他の議題として報告事項となっておりますが、資料6－1の漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案、及び資料6－2、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案についてです。

本日の企画部会は16時までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

資料は事前に各委員に配付されておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料2「令和4年度水産の動向（案）」から順を追って説明させていただきます。

資料2の動向編を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページに「はじめに」を追加させていただくとともに、全般的に、統計などの数字や情報を令和5年3月末時点の数字に更新するという作業をさせていただいたところでございます。

それでは、前回の企画部会で委員の皆様から頂いた御指摘や御意見を中心に、変更点などについて御説明申し上げたいと思います。

まず、5ページを御覧ください。

図表特－1－1でございますけれども、結城委員より、見やすさの観点から、内容につ

いて体裁を整えた方が良いとの御指摘がございましたので、その御指摘を踏まえまして修正させていただきました。

それから、6ページ以降の特集編につきましては、高橋委員と関委員から御指摘がございました。今回のこの特集編の全体の流れとしまして、まずはロシアのウクライナ侵略を契機とした食料安全保障について記述しているところがございますけれども、これはロシアのウクライナ侵略だけでなく通常から常に考えるべき事象であるといった指摘、また、この特集編の情報と食料安全保障とのつながりが薄いのではないか、そういう意味では、どういったことが問題となっていて何がその問題を深刻化させているか、そういった要素をしっかりと記載した方がいいといった御指摘があったところでございます。

そういった御指摘を踏まえまして、構成の中身としては基本的には変更はございませんが、それぞれの関連性について、有機的につながるように文章などを追記させていただいたところではございます。

まず6ページでございますが、(1)のアに〈国際的な水産物需給が逼迫する可能性が高まりやすい状況〉という節を1つ追加いたしました。この中では、FAOの「世界漁業・養殖業白書2022」に記載されている内容を踏まえまして、水産物の国際的な消費が増加するということ、あとは過剰に漁獲されている状況と、水産資源は微増といった状況が続いている旨を記載させていただきまして、国際的な水産物需給が逼迫する可能性が高まりやすい状況であるということを追記させていただいております。

7ページでございますが、「イ、ロシアからの水産物輸入の現状」の中で、我が国の水産物の輸入構造が少数の特定国に依存していることについて、1つの節を追加しております。我が国の水産物輸入の割合につきまして、例えば上位5か国からの輸入水産物が全体の輸入総額の5割を超えていること、またサケ・マス、エビ、カニ、タラ、イカなどの特定の品目について、特定の輸入先国への依存が顕著になっているといった状況を追記させていただいております。

13ページになりますけれども、輸入水産物について、令和4年度の輸入額が増加しているというデータを追記させていただいております。

それから、19ページから21ページにかけて日露の漁業交渉の状況について記載してございますけれども、3月末時点での最新の情報に更新しております。

22ページ、〈第1節のおわりに〉でございますけれども、一番下のパラグラフ、21行目以降の5行を追記させていただきました。この第1節ではロシアと我が国の関係について、

水産物の安定供給に大きな影響を及ぼしてきたことを紹介させていただきましたが、ロシアをはじめとする諸外国との関わりが食料安全保障上、大きな要因となることが改めて浮き彫りになったこと、また、今後も水産物の安定供給の確保の観点から国際情勢の動向を注視しながら関連施策に取り組んでいく必要がある旨を記載させていただいてございます。

23ページ、第2節でございます。

前文の10行目以降でございますけれども、水産物や資材の相当な部分について海外に依存していることや、国際情勢を受けた水産物、資材の輸入価格の高騰によって水産物の安定供給が脅かされるリスクを抱えていること、また、水産物についても農産物同様に、食料安全保障の強化を図ることが急務となっている旨を追記しているところでございます。

25ページ、〈水産基本法における規定〉のところでございますが、15行目以降の1段落を追加いたしてございます。水産基本法において、水産物の安定供給の確保ということで、水産資源の保存及び管理に関する施策について重要な施策と位置づけている旨を記載させていただきました。

34ページになります。〈リスクの分析・評価を踏まえた対応〉について追記いたしました。昨年度令和4年度の食料の安定供給に関するリスク検証においては、燃油ですとか配合飼料価格の高騰が重要なリスクとして評価されたわけでございますけれども、それらはロシア・ウクライナ情勢や急速な円安の進行などを背景に顕在化したリスクであったことを追記させていただきまして、こういったリスクに対して、漁業経営セーフティーネット構築事業によりその支援、対策を講じたこと、今後とも食料安定供給のリスクの低減につなげるための施策を展開していく必要があることを追記させていただきました。

35ページ（3）水産物の食料安全保障の強化に向けた今後の取組でございますが、〈水産基本計画に基づく資源管理の徹底と水産業の成長産業化に向けた取組〉について、この中で記載させていただいております。

36ページの中段でございますけれども、〈食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等の実施〉につきまして、より詳細な記載をさせていただいております。

それから、36ページの下からの〈今後の食料安全保障の強化に向けて〉でございます。「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を本年3月から庁内で開催してございますけれども、37ページの6行目からの段落1つを追加させていただきまして、これまで2回ほど開催してございますので、この検討会の中で説明した内容について御紹介しております。

令和４年度の動向編については、以上のような追加・修正をさせていただいております。
続きまして、第１章でございます。

まずは44ページでございますけれども、令和４年の生鮮魚介類の購入量の減少要因について記載させていただきました。

続きまして49ページでございますけれども、結城委員から御指摘を頂きました図表１－12、水産物に含まれる機能性成分について、機能性を見やすい形に修正させていただいたところでございます。

同じく49ページでございますが、山本委員から御指摘を頂きまして、図表１－13として、たんぱく質等を食品群で比較する表を追加させていただいております。

それから50ページでございますけれども、消費者のニーズに合わせた商品提供等の取組について追記させていただいております。

52ページでございますが、大瀬委員、佐々木ひろこ委員からの御指摘を踏まえまして、「さかなの日」についてのコラムを追記させていただいております。

53ページでございますが、アサリの産地表示の適正化について、令和４年度の調査等の状況について追記させていただいております。

続きまして、第２章でございます。

66ページでございますが、吉川委員からの御意見を踏まえまして、コラムの中で陸上養殖の写真を追加させていただいております。

それから77ページ、浜プランについてであります。令和３年度の実績を追加するとともに、78ページに、田尻地区地域水産業再生委員会の取組を事例として追加で紹介させていただいております。

82ページでございますが、高橋委員からの御意見を踏まえまして、漁業ガイダンスの様子について写真を追加させていただいております。

83ページでございます。関委員からの御指摘を踏まえまして、水産高校における先進的な取組についてコラムを追加させていただいております。

それから、従来、84ページに海技士資格制度の見直しについて記述してございましたけれども、これにつきましては高橋委員からの御指摘も踏まえまして、削除させていただいております。

87ページでございます。外国人の技能実習生の課外活動について、山下部会長からの御指摘を踏まえて、コラムとして追記させていただいております。

90ページでございます。吉川委員からの御意見を踏まえまして、仕事猫とコラボした作業安全の普及啓発ステッカーについて追記させていただいております。

同じ90ページから91ページにかけてでございますけれども、三浦委員からの御意見を踏まえまして、海上のブロードバンド通信環境の普及について、そのメリットを追記させていただいております。

続きまして、第3章に移ります。

116ページではT A Cの取組、また、118ページではI Qの取組について情報を更新させていただきました。

120ページ、クロマグロの資源管理についてでございますが、今般、虚偽の漁獲報告の事案がございましたので、この事例と対策について追加させていただいております。

123ページでございます。山本委員からの御指摘を踏まえまして、水産流通適正化法について、納品伝票などを活用した情報伝達について追加させていただきました。図表でも伝票の図を追記させていただいております。

130ページでございます。後藤委員の御指摘を踏まえ、藻場・干潟の保全等の取組の活動件数について追加させていただいております。

続きまして、141ページでございます。海洋生分解性プラスチックの例として、川原委員からの御指摘がございましたカキパイプの写真を追加させていただいております。

続きまして、第4章でございます。

153ページでございますけれども、イ、経済連携協定に関する動きとしまして、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定について、本年3月の交渉の状況について最新の情報を追加し、修正しております。

また、157ページでございますが、N P F C、サンマ・マサバ等の地域漁業管理機関における会合の結果について、最新の情報を追記しております。

また、160ページでございますが、台湾との交渉についても最新の情報を記載しております。

続きまして、第5章に移ります。

166ページでございますが、三浦委員からの御指摘を踏まえまして、漁業者による海難救助活動のコラムを追加させていただいております。

また、170ページでございますが、滋賀県琵琶湖地域の伝統的漁業と食文化が世界農業遺産に指定されましたので、この事例を紹介するコラムを追加させていただきました。

続いて第6章、東日本大震災からの復興については、細かな修正、データの更新をさせていただきます。

資料2「令和4年度水産の動向（案）」については、以上でございます。

続きまして資料3「令和4年度水産施策（案）」につきましては、昨年策定いたしました「令和4年度に講じようとする施策」に基づきまして更新し、整理させていただきます。

また、資料5「令和4年度水産白書概要版（案）」につきましては、本文案に基づいて整理させていただきます。

資料4「令和5年度水産施策（案）」でございますけれども、これも方針に基づいて今回、新たに作成してございますけれども、例年どおり水産基本計画の柱立てに沿って、令和5年度に講じようとする施策について整理させていただいているものでございます。

資料2から資料5につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○山下部会長 御説明どうもありがとうございました。

この審議会で委員の皆様から頂いた御意見を白書に反映させていただいて、感謝申し上げます。

それでは、これから委員の方々から御質問や御意見を伺いたいと思いますけれども、時間の関係から、次の2つのパートに分けて進めたいと思います。

まず最初は、資料2の特集、令和3年度以降の水産の動向の第1章から第6章、及び資料3「令和4年度水産施策（案）」について、また、資料5の概要版についても御意見を頂くことにします。そして2つ目のパートで、諮問事項でもある資料4「令和5年度水産施策（案）」について御意見を頂くこととしたいと思います。つまり令和5年度、これから講じようとする施策ですね。資料番号で言うと資料4ですけれども、これだけを2つ目のパートとして切り離す、そういう意味でございます。ちょっとややこしいんですけれども、御注意いただければと思います。

それでは1つ目のパートについて、先に会場で御出席の方、その後、オンラインで御出席の方の順番で指名させていただきます。オンラインの方については「挙手」ボタンをクリックしてお知らせください。私から順番に指名いたしますので、それからミュートを解除して御発言をお願いいたします。

では、会場で出席していただいている委員からでございますけれども、いかがでしょうか。

結城委員、お願いします。

○結城特別委員　よろしく願いいたします。

まず、令和4年度水産の動向について、様々なやり取りをしながら修正を反映していただいて、ここまで素敵な形で作り上げていただいたこと、本当に感謝しております。改めて読み直しましたらとても分かりやすく、皆様の御指摘の点もとてもいい形で取り込んでいただきました。ロシア・ウクライナ情勢も入っていますし、新型コロナウイルスについての記述もしっかり入っていますし、本当にこの年度を代表する内容がきちんと盛り込まれて、分かりやすい内容になっていると、とても感謝しております。ありがとうございます。

先ほど御説明があったように、私からは5ページの表について、少々細かい指摘をさせていただいたんですが、それもきちんと反映されていますし、少々気になっていました後半の東日本大震災後の福島原発についても、廃炉についてなど誠実に記述されているのを拝読しまして、とても安心、そして感心しております。

また、49ページの表1-12、水産物に含まれる主な機能性成分ですが、先ほども御説明がありましたように、とても分かりやすく記述を変更していただきました。そして今回、国内生産量の割合が高い水産物を赤字にするという新しい情報も加えていただきましたので、より皆様が参考にしやすい内容になったのではないかと考えて、こちらでも感謝しております。

その下の図表1-13、主な食品の100g当たりのたんぱく質・脂質含有量についてですが、私も前回、実は生活習慣病などを気にする方向けの情報を入れていただきたいと御提案したんですが、今回これが入ったことで、生活習慣病や中性脂肪など気になる方にも「やはり魚介類には栄養がたくさんあるんだ」「たんぱく質がたっぷり入っているんだ」「脂質は少ないんだな」と目で確認しやすいのではないかと思います、こちらでも非常にいい表を作っていただいたなと感心しております。

お願いとしまして2点、微調整の御提案がございます。1点が、この表の右側に「脂質にはn-3系多価不飽和脂肪酸を多く含む」という記述があるんですが、これだけでは、この言葉に馴染みのない方に伝わりにくいかもしれませんので、この「脂肪酸」の後に「(オメガ3)」と入れていただくと、より分かりやすいかもしれません。

更に「脂質には」の後に形容詞として「生活習慣病予防、認知機能改善効果が報告されている」と入れて「……n-3系多価不飽和脂肪酸(オメガ3)……」としていただければ

ば、「なるほど、魚の脂質はいい脂質なんだな」ということがより伝わりやすいのではないかなと思います。表に空白、余裕もございますので、これも御検討いただければと思っています。

そしてもう一点が、同じく右側の列についてです。よく読めば分かることではありますが、魚介類にも肉類のところにも「脂質には」とだけあって、パッと見たときに分かりにくいのと、何か同じような脂質に見えてしまう。最近、悪者のように言われる「脂質」にもいろいろあり、なかでも魚介類の脂質はよい脂質と言われているんですが、同じように見えてしまうのももったいないので、一言「魚介類の脂質には」「肉類の脂質には」と加えていただくと良いのではないかと。表というのは、やはりパッと見たときに伝わるのが大切で魅力的な部分でもありますので、一言加えていただければ、より伝わりやすいのではないかと考えております。

とはいえ、もうここまで仕上げていただいて、実は私としてはとてもすばらしいなと思っていますので、皆様には最後の仕上げとして御尽力いただくこととなりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

川原委員、お願いします。

○川原特別委員 今回、このような膨大な資料を御準備くださいますと、ありがとうございました。

前回、またその前と私も少しお話しさせていただいたかと思いますが、きちんと説明してくださったと思っています。海に囲まれた日本の環境ですとか影響がよく分かるように説明されていると思います。

また、リスクというところを見ましても、今後、自給率が高くなるような方向に向けていきたいという思いが伝わってまいりましたので、それがうまく進むようにしていただければと思います。

特に修正等御依頼することはございませんが、意見としてお伝えできればと思いました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 総体的には非常によくまとめていただきまして、感謝申し上げたいと思

います。

当初、どういうことになるのかなと心配していましたが、ロシア・ウクライナの問題以前に、まず食料の安全保障の問題どうするのですかということでお話しした経緯がありますけれども、その部分も前段できちんと取りまとめをしていただいたということで、感謝申し上げたいと思います。

何点かあるんですが、まず、8ページの一番最後のなお書きで「ウクライナからの水産物の輸入はほとんどありません」という記載があるのですが、これが果たして必要なのかどうか。ロシアの問題でずっと推移してきて、一番最後の落としどころがウクライナというのはちょっと違和感を感じますので、ちょっと検討いただければと思います。

それから、9ページです。書いてあることはなるほどそのとおりなんですけれども、一番最後の段落で「国内生産の増産に向けた取組がますます重要となっています」ということですが、今、TAC制度なりIQ制度でも、資源というのは上限を設けて対応しているわけですから、それとの兼ね合いがどうなるのか。ここに書いてしまったのですが、深読みした場合、どうなのか。

これは直す必要もないとは思いますが、この中に内在するもの、例えば日本は世界で6位のEEZを持っていて、国土面積の12倍、これだけ広大なEEZを持っているにもかかわらず輸入魚が多い、国内消費の60%近くを輸入している、こういう国ですから、このギャップをどう説明されるのか。この辺は今年の白書のどこにも記載がないんですね。ですから、今年間に合わなければ来年どうするのか、その辺も含めて検討願えればと思います。

自給率の向上を求めていくとなると、やはりどこかに書いておかないとおかしい話になるのではないかと。食料の安全保障に対する心構えが欠落するのではないかという感じがいたします。

それから、19ページの日ソ関係の話ですが、私のように古くからいる人間は、当然このようなシステムになっているのがよく分かるのですが、これをつらつらと読んだときに、日ソ地先沖合漁業協定があって日ソ漁業協力協定があって、その下に日ロ政府間協議がある。また、それと横並びで日ロ漁業合同委員会があるということなんですが、何か非常に分かりづらい。分かっている人はいいいんだけど、パッと読んだときにこの上下関係なり横のつながりはどうなのかなという感じがいたしました。

そこまで言及する必要がないということであれば、それはそれで結構ですけれども、どこかで1項目、分かりやすくした方がよかったのかなという印象も受けます。

それから、22ページの19行目ぐらい、「戦略的に対応していく必要があります」ということです。ここで初めて食料というのは戦略物資なんだと表明したという理解でよろしいのか。私は戦略物資だと思っていますので、そういう意味では、ここで明確に記載したのかなという理解でいますけれども、それでよろしいのかということです。

それから、23ページの13行目ぐらいですか、水産庁は、この言葉が好きで「古くから国民の重要な食料として……」とあるんですが、これは「古来から」なのか「いにしえ」なのか、ごく最近の古い話をしているのか、「古くから」というのはどのくらい古くを言っているのかよく分かりません。表現的にはインパクトが弱いので検討していただければありがたいなと思っております。

特に、先ほど申しましたけれども、24ページにも食料の増産について記載されて、これがTACなりIQなりの制度とどう絡んでくるのか。増産ということになるのか、それとも決められた中での増産ということを行っているのかですね。非常事態のときに、決められた資源管理の下で増産ということが本当にできるのかどうかということですね。明日、明後日にも食べるものがなくなるという状態の中で、そこまで言及する必要があるのかどうかはちょっと分かりませんが、そんなことも読みながらちょっと考えてみたということです。

総体的にはうまく取りまとめをしていただいて、「なるほどな」と。環境問題についても、これまで踏み込まなかった部分についてかなり踏み込んでいただきました。海水温の上昇とか魚介類の北上とか、漁場の拡散とか、いろいろな問題を今回初めて網羅していただいたことに対しては、非常に感謝申し上げたいと思っております。ようやく水産庁も環境問題で魚介類が拡散しているんだ、少なくなっているんだということを白書の中で、ようやくきちんとした形で出していただいたことについては非常に評価したいと思っております。

誠にありがとうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。

もし会場からなければ、今度はウェブ参加の委員の方々から御意見を頂きたいと思います。「挙手」ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

今のところ「挙手」ボタンを押していただいている方はいらっしゃらないように思いますけれども……。

特にないということで、もし何かありましたら、いつでも「挙手」ボタンを押してください。そうしたらちょうど切れ目のところ等で必ず御発言いただくようにいたしますので、お願いいたします。

それでは、事務局からの回答は後で頂くということで、1つ目のパートは一応ここで終了とさせていただきます。次に2つ目のパート、「令和5年度に講じようとする水産施策（案）」についてでございます。

これについて、先に会場で御出席の方、次にオンラインで御出席の方の順番で指名いたします。先ほどと同様に、オンラインで御発言の方は「挙手」ボタンをクリックしてお知らせください。

それでは、資料4について御意見いかがでしょうか。

川原委員、お願いします。

○川原特別委員 私からは、3点お伝えできればと思います。意見としてお聞きいただければと思います。

まず、資料4の4ページ、国際連携のところです。

今回、私もWCPFCやNPFCなど交渉を拝聴いたしました。既にきちんと御対応いただいておりますが、こちらに書かれていますように、各RMFO地域漁業管理機関での協議や協力を積極的に推進すること、よろしくお願いいたします。こちら大変な作業であることは理解していますが、適切な資源管理、漁獲方策がスピーディに作成されることを期待しております。

2つ目は、6ページ、7ページ辺りの沖合漁業と遠洋漁業ですが、当社も深く関わっております。沖合漁業では、資源変動に適応できるような方法や機械化等、解決すべき課題について、また、遠洋漁業では、業界と危機意識を共有しつつ様々な改善方策を検討、展開すること、私どもも引き続き、持続可能な漁業を進めていくことができればと考えております。

3点目は、11ページの人材育成についてです。

既に各箇所記載がありますが、乗組員の確保は非常に重要です。今回も海上人事の担当と話をしまして、意見がありましたので、お伝えできればと思います。

(1) 新規漁業者の確保・育成ですが、新卒者の採用をしても、学生が入ってきてから、自分の想像の世界と異なるという理由で短期で退職する船員が散見されることもございます。昨年もお話ししたと思いますが、このようなミスマッチを減らすには、例えば

修学中のインターンシップなどができるような制度があればよいのではという話がありました。遠洋漁業は難しいと思いますけれども、沖合・近海漁船を希望する生徒には1か月から数か月の就業を経験してもらって乗船履歴に加算できるようにしたり、また、船上での働きぶりによっては乗船中の手当等を考慮するようなことができれば、学校の履修とはまた違う視点での経験になるのではないかという意見でした。

(2) 水産教育では、当社も担当が漁業ガイダンスで各水産高校などを回っていますが、学校によって取組方がまちまちの印象があるようです。海事・海洋分野の人材育成を目的として、商船高専5校では平成18年からプロジェクトを立ち上げているそうです。今年2月に開催された高専・海事教育フォーラムでは、近年の活動成果が発表されたそうです。このようなプロジェクトを水産高校にも紹介しまして、新たな船員育成への取組を啓発してみたらよいのではという意見でした。

これは1校だけではなくて、県の垣根を越えて数校で取り組むことによって、課題の整理や、より広い視野で対応を検討することができ、モチベーションが上がることも期待できるのではないかとこの意見でした。

また、全国に80ぐらいあります海洋少年団向けに、漁業もPR活動を検討してみてはいかがかという話もありました。漁業ガイダンス等で水産高校の教員と話しますと、現在の教員には漁業の現場及び実態を認識していらっしゃる方が少ないという話を時々耳にするそうです。生徒の意識を漁業に向ける前に、教員の皆さんの意識も漁業に向けることが必要だと感じています。

昨年7月に全日海さんの主催で東北地区で開催されたような、水産高校の教員との情報交換の場を全国各地ごとに開催していただけたらという話でした。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

久保田委員、どうぞ。

○久保田特別委員　この白書等を含めて、やはり内容が年々進化しているんだな、大したものだなと思います。

そういう中で、私、九州信漁連でございますので、その面からちょっと意見を述べさせていただきますと思います。

1ページの5、金融上の措置ということで、大変いろいろな状況が変化する中でそれに沿った金融政策をやっていただくということで、私は、水産庁の取組については大変感謝

をいたしております。特に前回の企画部会の際に、漁業者認定制度についても緩和していただいているということで、実態に即した対応だろうと思うわけです。

そこで、この5番の金融上の措置については、これからの課題等に対して具体的にこういうものやっていくよといった方針というのか、これを示されているんですが、一方で、例えば現状の漁業金融について、漁業者にとっては、特に沿岸にとっては漁業近代化資金、これはたしか昭和40年の半ばぐらいにできて、沿岸の生産向上を含めて大変、これは組合員の皆さんからすると「漁近」という言葉で馴染みの、そしてまた利用も年々広がっていったわけです。船を造る、エンジンを換える、起業するときには近代化資金というのが当たり前の話であったわけです。これでいろいろな効果、成果が上がっております。

そういう中で、今、申し上げたように年々制度の見直し等はさせていただいておりますが、そういう中で1つこれを御検討いただきたいというのが、九州信漁連は6県の信漁連が2年前に合併したわけです。この一つの大きな目標は、九州のどこの浜であれ、漁業者、組合員が等しく一番いい制度金融とか漁協金融、そういうものを受けられることを目指そう、行く行くは全国の浜どこでもそういうものが受けられる、そういうものを作るのが我々漁協金融の仕事ではないかということで、合併したわけです。

実はそういう中で、例えば組合員さんが船を造る、エンジンを換えるというときに、6県の中で仮にA県について、B県について同じような借入れの申込みがあった。その場合、A県については近代化資金が適用できたんだけど、B県ではできない。これはどういうことかといいますと、漁業近代化資金は税源移譲ですね。以前は国で全部対応していたのですが、これが県の方に税源移譲されて、それぞれの県域によって近代化資金の予算がつけられている。したがって、水産があるところについては各県とも大変やっております。

しかしながら、近年、いわゆるリース事業とか、またいろいろな船の船価も高くなったりということで、この近代化資金の枠が当初考えておったように十分かというと、足りない。県域によっては財政事情もあるものですから、県によっては気持ちはあっても十分に対応できないという状況が実はあるわけです。私のところでも、ある県ではできたんだけど、ある県では枠がないといったことがある。といって、他県の枠が余っているからこっちに持ってくるということもできないわけでありまして。

そこで、県ごとのそういう不足分を例えば全国枠として、九州に限らず、そういう県があるなら全国枠ということで、国の方でその分についての対応、補完をやっていただけない

いだろうか。当然予算措置等もあるわけでありますけれども、そういうことが1つございます。

それから、いろいろな制度の内容が年々変化はしてきておるわけでありますけれども、実績を出さないと次の改正はなかなか難しい、それは当然だろうと思っております。ただ、先ほどから今回の白書等を含めて、世界なり漁業の状況が極めて大きなスピードで変わってきている。今まで我々が全く考えていなかったようなことを意識せざるを得なくなってきました。言い換えますと、ある面では国の施策が漁業なりそういう生産の場を引っ張っていく。例えば、いろいろな積み重ねでやる必要もあろうかと思っておりますけれども、一方で、国策なりそういう施策を先に打って、それで引っ張っていく。

端的に言うと、ちょっと私、悲観的かもしれませんが、今の資源状況から気候等をいろいろ考えますと、ゆっくりと積み上げてやっていくような余裕は漁業者にはないんです。本当に今、やれることをやれる時期に力を出してやりたい、そして後につなげたい。考えるのが先か実行するのが先かとなると、実行しよう。しかし、実行するにしてもやはり経営等、そういうところだけでも、当然国はやってくださっていますけれども、そういう面で、一方で新しい取組は当然必要であります。今までの取組というか、内容についてもひとつ改正等、例えば近代化資金等の上限の問題とか償還期間の延長とか、いろいろあると思いますが、ある面それをやって、そして後につなげる。いわゆる実績を待つてというのはなかなか難しくなっているのではないかと。

これは、今回ここにあります内容等をこういうふうに変えてもらいたいとか、そういうことではありません。今から実際の施策、具体的なことをやっていかれるわけですから、それについてひとつお願いしたいということです。

以上であります。

○山下部会長　ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。

では、高橋委員からお願いします。

○高橋特別委員　まず、6ページの沖合漁業についてですが、兼業漁業なり複数の経営体の連携による協業化、共同経営、これらの記載があります。文章で書くところなるのですが、具体的にどのようなことを進めていくのか。今後の課題なのでしょうが、いずれ施行をしていくわけですから、令和5年度に講じようとする施策ということですから、そうすると、これに付随して何をどのように考え、どのようにしていくのか、どういうこと

をしたいのか。漁業者任せではなく、水産庁もいろいろなプランを出していただけるような対応をお願いをしていただきたいと思います。と思っています。

それから、12ページの外国人材の受入れ・確保です。

何かすごく、外国人は素直に何でも言うことを聞いて日本の漁業に対応できるんだというように読めるんですが、実態はそういうことではなくて、やはり彼らだって人権を持っていますし、職業選択の自由も持っていますし、彼らの要望もどんどん強くなってきているということです。果たしてここに書いてあるとおりに行くのかなと。漁船漁業の場合は95%くらいインドネシアなのですが、最近、彼らの要望は非常に強くなってまいりました。

彼らが選択権を持っているわけですから、日本に来るのか韓国に行くのかEUに行くのか。彼らは高い給料を払ってくれるところ、居心地のいいところを選択し移動する、こういうことです。夢のような話ばかりではなく様々な問題を醸し出すようになってまいりまして、今現在も対応するのに非常に苦慮しております。そういう状況の中、採用する側とのギャップが大き過ぎて、この辺の問題を今後どうするのかということです。

それから、外国人が多く入ってくるということは、日本人の若い後継者がここに入りづらい、入らないという状況が最近多く見受けられるということです。そういうことも含めて考えると、外国人を入れてしまえば何とかなるんだ、こういうことではありませんので、非常にややこしい問題になりつつあるということです。

今、技能実習生の在り方検討会をやっています、中間答申が出ましたけれども、さて今後どうなるのか、非常に問題があるなという感じもしますし、これに付随して1号特定の話もあります。また、下手をするとマルシップの方にも影響が出てくるのかなという懸念もされますので、総体的に、バラ色のような書き出しはちょっと問題あるかな、もう少し慎重に対応していくべきではないのかなという感じもします。先ほど申しましたとおり彼らがこぞって日本に来てくれる、そういうことではありませんので、その辺は、慎重に考えておくべきだろうと思っています。

私からの意見ということで、よろしくお願いします。

○山下部会長　ありがとうございます。

オンライン参加の皆様も何かありましたら「挙手」ボタンを押していただきたいと思います。うんですけども、いかがでしょうか。

会場で和田委員が挙手されていますので、お願いします。

○和田特別委員　特にどこというわけではないんですが、私からのお願いです。

水産白書は非常に分かりやすく書かれていまして、学生さんが就活のときなどにすごく熱心に読んでいます。そのときに、今回のように正確に現状を伝えてもらうことも非常に大事なんですが、今の学生さんは、例えば12ページの（3）海技士等の人材の確保・育成の最後の方に書いてあるように、働くときの環境とか福利厚生とかそういうことを非常に重視しておりまして、昔のように稼ぎがいいからといって魅力に思う時代ではなくなってきています。若者に対して、これから水産を担っていく人材ですので、水産が魅力ある分野であるということが分かるように、コラムですとか図表ですとかそういったところを今回のように充実させていただいて、何というんでしょうか、これを読んで「あ、ちょっと水産に興味あるな」と思ってもらえるような、そういう書き方に引き続きしていただきたいと思います。

お願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

オンラインで中川めぐみ委員が挙手されていますので、お願いします。

○中川委員 私からは、3点になります。

まず、6ページにある遊漁の活用の部分にある、みんなでルールづくりやマナー向上していきたいと思いますというところです。現場で声を聞いていると、プレジャーボートの方たちとの調整がすごく難しいといろいろな地域で聞いております。資源管理や漁師さんが網などを仕掛けている場所に近づかないなど、遊漁の船は遊漁組合などがあって、みんなで制御するのもやりやすいようですが、プレジャーボートについては取りまとめも難しいようです。是非水産庁と国交省などいろいろな省庁・現場と連携して、ますますのマナー向上やルールづくりをしていただけたらとても嬉しいなというのが1点目です。

あと、私自身、釣りが大好きで各地の遊漁船に乗ったり、いろいろな遊漁仲間たちと話をしていますごく怖いなと思うのが、各地でちょこちょこライフジャケットがまだない船があったり、ライフジャケットを借りられても実はボンベが付いていなくて、フェイクではないですけども「「そういう体です」って言われちゃったんだよね」という声等聞いていて、これは何かあったときにすごく怖い事件だなと思うので、ライフジャケットについても是非、遊漁船についても一回告知だったり、気を付けるような何か仕組みづくりをしていただけたらと切に思います。

2点目が、14ページの加工・流通・消費に関する施策の展開の（2）流通、アのところです。「消費地から近い地域では直接届け、」と書いてはあるんですが、イの後半で「最

も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くように、」と記載があります。こちらは漁業者さんの売上げ等も考えて本当にそのとおりだなと思う一方で、今、全体的な世界としては脱炭素にもっと比重を置いていかなければいけないとか、また、地域で実際に魚屋さんや飲食店の方、いろいろな方たちとお話をしても、観光の視点だったり、多岐にわたる事業者さんとのことで考えると、やはり一番いいものを地域でそのまま食べていただくような形にできたらいいよねという話はすごく聞いていて、やはり一番いいものが全て外に出てしまうと、わざわざその地域に足を運ばなくなったり、その地域のいろいろな歴史や文化等が途絶えてしまう可能性もあります。そうはいいながら漁業者の方やそこに連携する方たちの売上げ、お給料はすごく重要なことは重々承知した上で、そこをどう連携していけば漁業者さんとして、広く地域として、脱炭素の問題等も含めていい形にできるのか。是非市場や漁業者だけではなく地域全体と連携して、いい落としどころを探っていけたらいいなと感じました。

最後が、15ページの水産エコラベルの活用の推進の部分です。こちらもう十分御承知かと思うんですけども、やはり日本ではまだまだ水産エコラベルについて、消費者の方、生活者の方の認知、認識が不足しているところがあるので、こちらにあるような水産加工業者や小売の方たちへの働きかけと共に、その先にある最終的にお金を払ってくれる生活者、消費者の方々への認知、認識についても是非更に力をかけていただけたらと思います。

○山下部会長　ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員　10ページですけども、内水面漁業。

私も釣りを通して日本全国いろいろな河川を回っているんですけども、内水面の漁協さんが衰退していつているのが手に取るように分かるんですね。この「漁場環境の保全」のところで「釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、」と書いてあるんですけども、現実問題、漁協さんの収入は遊漁料等で賄われているケースが圧倒的に多いんですね。

その中で言うと、遊漁料というのは釣る魚の種別によって、その増殖のためにというような過去の法律にとらわれてしまっているような感じがあるんですよ。現実問題、衰退していつているところに行ってみても、釣り人はいるんだけど、では何を釣っているのかというと、ブラックバスなんですよ。ブラックバスは外来魚だから、お金が取れない。

その悪循環が起きてしまっているんですよ。かといって、外来魚のブラックバスを全国から一匹もなくすることが可能かといったら、私は、全くもってもう不可能ではないかと思うんですね。

ということは、時代が変わってきたんだからここら辺の遊漁料の取り方も、実際の魚を増殖するためだけではなく、釣り場とか自然の保全のために使うものだよという形にどんどん変えていくべきではないのかなと思うんですよ。そろそろそういうところを考えていかないと、本当に日本の昔ながらの自然の豊かな河川がなくなってしまうような気がするんです。

一つの意見として、そこら辺のことをどんどん検討していただければ非常に有り難いと思います。

○山下部会長　ありがとうございます。

オンラインで佐々木ひろこ委員に挙手いただいておりますので、御発言をお願いできますか。

○佐々木（ひ）特別委員　Chefs for the Blue、佐々木です。

私からは1点だけ、先ほど中川委員から御提案がありました流通の課題、地方にお魚を残していくべきだという御意見があったんですけども、私も全く同じ意見です。

私も各地の浜を回らせていただいておりますが、本当に各地に素晴らしいお魚があるはずが、水揚げ後すぐに消費者市場にそのまま流れていってしまう、そのために地域にいい魚が残らないという話はよく伺います。

魚というのは、やはりインバウンドをはじめ地域の華といいますか、アセットとしてすごく重要な武器だと思っているんですね。これを使うことで様々な人をそこに呼び込むことができる。観光業界だったり地域の行政さんだったり様々な分野と連携しながら、魚を使って人々を様々な地域に呼び込むことができると考えております。

もちろん、中川委員もおっしゃっていましたが、漁業者さんたちの利益を向上させるという目的を果たすことは必要なんですけれども、その地域で高値がついて、それをちゃんと加工できる料理人がいたりといった条件が必要になってはくるんですけども、そういう大きなアセットとしていかせる施策が打てないものかなと、去年1年、様々な浜を巡りながら考えておりました。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

野田委員、お願いします。

○野田特別委員 加工屋の野田ですけれども、八戸に会社がありまして、八戸にも水産高校があります。ところが、このところ地元就職する子たちが大変少ない。何でと確認したところ、地元の企業は9月以降でないと募集してはいけないというルールになっているんですけれども、仙台であるとか首都圏の方の大きな会社では、2月に大体何人という形でそういったところに行く子供たちを確保している上に、今の水産高校にしても商業高校だとか工業高校にしても、それで就職する子は大体4割以下ですね。あとは専門学校であるとか大学に行ったり、そういった進学の方が普通になってきていて、就職する子も少ない中で、大都市に近い大きな会社を選んだ後、残って地元でどこかにいきたいというと、1学年200人ぐらいたとしても、地元就職したいというのは20人以下になっているのが今の八戸での現状になっているので、そういったことも含めて、今の進学だとか就職だとかという部分を高校生も含めてどう考えていくのかは、地方と都市圏では就職率含めて大きく違ってきているので、私たち自身が考え方を変えなければいけないなということが大変増えているように思っています。

意見です。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐々木ひろこ委員、今、挙手いただきましたか。それとも先ほどのが残っているんでしょうか。

○佐々木（ひ）特別委員 すみません、先ほど申し上げようと思っていたことが1つ落ちていましたので、追加でよろしいでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○佐々木（ひ）特別委員 先ほど地域に魚を残していってほしいというお話をしたんですけれども、それは私ども飲食業の流れとちょっと連携している部分がございます。ここ数年、レストラン業界では「デスティネーションレストラン」という言葉が大きな話題になっています。つまり首都圏だったり関西圏だったりの大都市圏ではなく、生産地に近い所でレストランを作り、そこで成功している料理人がすごく増えてきているんですね。もちろん地元出身者が東京なりに出ていって、修業した結果、地元に戻ってレストランを開くケースも多いんですけれども、地元で何代も続くような料亭だったりレストランだったりというケースもあります。そういうところに首都圏などの消費地からどんどんお客さんが向かっているんですね。本当にすごく田舎、何もないうちにぽつんとレストランがあ

る、そこが毎晩毎晩満席が続くみたいなのが、とてもよく起こっています。

これはフランスのミシュランガイドブックができたときと同じような経緯なんです。つまり、消費者の方々が生産地に近い所でおいしいものを食べたい。魚はその典型だと思うんですが、生産地で食べるのがやはり一番おいしいわけです。ですので、そこに人が向かうという流れがここ数年顕著に出てきております。

この流れと地域にアセットを残していくということがうまく連動できればよいのではないかと考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

普通はこの「講じようとする施策」についてそんなにたくさん意見が出るものではないんですけども、この文言というよりは、今後の方針としてということで様々な御提案を頂いているのかなと思います。

そんなことだったら私も言いたくなるのが2つありまして、ちょっとだけ聞いてください。

1つは、「沖合養殖」という言葉なんです。

これは沿岸よりちょっと遠い所ぐらいの意味だと思うんですけども、沖合漁業の漁場みたいなのかなと、ついつい混乱してしまう。でも、よくよく聞いてみたらというか、ちょっと調べてみると共同漁業権内みたいなんですよ。共同漁業権の中だけでも、かなり沖合に近い所。ですから将来的に、これはもう基本計画に基づいて施策が決められているので、今、言葉を変えるわけにはいかないと思うんですけども、将来的にはもう少し分かりやすく、「沖合」と言うと沖合漁場で養殖するのかという、例えば領海を越えたEEZの中みたいなイメージになり過ぎるので、ちょっとそれを検討していただいたらいいのではないかと思います。

もう一つ、人材育成についても皆さんいろいろ御意見あるかと思うんですけども、私も、例えば漁業就業フェアに行ったりすると物すごくたくさんの人が興味を持ってやってくるんですね。でも、結局マッチングしないわけですよ。すごくもったいないんです。コロナ前ですけども、東京の秋葉原でやると400人来るんです。みんなちょっとぐらいは興味持っているんだけど、さあ何人決まっているのかというと、100人も決まらないわけですね。こういうシステムでもうちょっと拾い上げられるようにすることが大事ではないか。

あと、今日ちょっと聞いた話では、お魚学校みたいなものが神奈川県のだこかにできた。これは3年教育だというんです。3年コースと4年コースがあって、そこに定員以上の申込みがあったから選抜したというんですね。そんなに長く学ぶんだったら水産大学にでも行けばいいのにという気持ちがあるぐらいなんですけれども、結局そうやってやりたいという人が潜在的にはいるのに、何かうまくマッチングしていないんですよね。それを将来的に、お互いのニーズをすり合わせるというんでしょうか、求人と求職。結局、求職側が求めている人材と違うからマッチングしないわけですが、やりたい人はいるわけですから、それをすり合わせるような取組を考えていただけると、そんなに苦勞なくできるのではないかな。

それから、私がすごく思うのは、こういう施策等を考える方は国家公務員だから、1回勤めたら定年までいるのが当たり前なんですよ。我慢強いし、いるんですよ。そういう方々が考える就職と世の中の人々の就職は全然違っていて、履歴書で言うと、3年ぐらいでどんどん変わっていく、そういう層の人たちがかなりいるんですね。恐らく水産でも、そういう人も対象にしていいのではないかな。3年か5年水産業に携わって違うところに行くけれども、経験があるからまた戻ってきたりもする。漁業がよかったらというか、収入がよさそうだったらまた戻ってくるとか。そういう行きつ戻りつするような人材をうまく使えないのかなと。

例えば技能実習の人は3年しかいないけれども、うまく貢献してもらっているではないですか。日本人だったら3年でもっとやってもらえるのではないですかというぐらいの気持ちがあるんですね。それはいろいろな方にいろいろな考えがあると思うんですけれども、私はそのように思いますということを付け加えさせていただきます。

ほかに手を挙げていらっしゃる方は……、深川英穂委員、お願いします。

○深川（英）特別委員 今の御意見に大賛成でございまして、現実的に、先ほど別の委員からお話がありました外国人人材の受入れに関して、「特定技能制度を活用し、」というのがありますが、先ほど先生がおっしゃったように、特定技能制度というのは横移動が可能ということで、非常にフリーな人材になるわけですが、日本人の若者たちと同じで田舎の方、地方の方にはなかなか人材が集まらない。現在来ている実習生の面接をして、どこに行きたいか場所を聞くと、やはり都会の方を言葉に表しています。

今後、特定技能制度の方向次第では、日本の若者たちと同じで地方では外国人であっても雇用できなくなり、もし来ても次の就職先を探しながらすぐに都会に移動していくとい

うのも容易に想像できます。今、部会長もおっしゃったように、実習制度をもっとうまく活用していけるよう整備をお願いします。問題は雇用者側にもあり、経営側がもっと外国人人材に対して理解を進めるような指導をしていただければ、そういう文言を一言入れていただければ非常に有り難いと思います。

昨日もベトナム実習生の受入機関の方がおいでになって、いろいろ話を聞いたところ、やはりまだまだ来たい人材はいるのだけれども、日本には来づらさもあると言われていましたので、機構のことも含めまして、もっと変化が必要かなと思っています。

それと並べまして、先ほどおっしゃったように日本人の若者たち、水産高校、水産大学の在り方と指導の仕方を、日本の漁業、水産業のためにももう少し変化を持たせていただければと感じております。

○山下部会長 ありがとうございます。応援していただいて嬉しいです。

それでは、ほかにございませんでしたら事務局から回答を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画課長 多岐にわたる御意見を頂きまして、ありがとうございます。

最初に、白書の動向編など第1部で頂いた御指摘、御質問についてお答えしたいと思います。

まず、結城委員からございましたオメガ3の表の扱いですが、確かにおっしゃるように、本文の方には書いてあるんですが、この表だけ見るとn-3というのは何か分からないところがございますので、ちょっと工夫するように検討したいと思っています。ありがとうございます。

それから、川原委員から自給率の話、あとリスクを認識して自給率をどう高めていくか、そのための取組をどうしていくかということについて御指摘を頂きました。これは今後、自給率向上を目標にしながら、食料の安全保障や安定供給を確保することに資する各施策にしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御指摘、御意見を頂ければ有り難いと思っています。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、高橋委員から幾つか頂きましたが、まず1点目、動向編の8ページの輸入の状況の中のウクライナからの水産物の輸入の記述についてでございますが、2回前の企画部会において、ロシアからの輸入物について紹介した際、農産品については穀物のウクライナからの輸入が途絶えてしまうことで食料安定供給上大きな問題となるという指摘がある中、水産物のウクライナからの輸入の状況についても紹介した方が良いといった御指摘

がございましたので、あえてウクライナからの水産物輸入の状況について念のため触れさせていただいたという経緯がございます。事務局としては、そういった経緯もございますので、できれば残したいと思っているところでございます。

それから、国内生産の増大というところと、TACや数量管理をしていくこととの関係、更にはEEZ、これだけ広い海洋資源を擁する日本において輸入が多い現状、こういったことを総体的にどのように考えるか、今後どのような取組をしていくのかというような御指摘がございました。

今回の白書でそれに触れることはなかなか難しいわけですが、来年度以降といえますか、今後の白書の編成に当たりましては、対応が可能かも含め、頂いた御意見を受け止めながら検討していくことを考えたいと思っております。

○漁政部長 今の点に関しては水産基本計画、あるいはそれより前の水産改革の考え方からしますと、資源管理をしっかりしていくことによって資源回復を図るということでの漁獲の拡大、それから養殖の拡大を行っていくということで、国内の生産量を増やしていくという考えが基本にございますので、基本的には、TAC管理等を行っていくことと国内生産の増大は矛盾しない形で整理しているところでございます。ただ、具体的にどう肉付けしていくかはこれからも課題としてあると思いますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

○企画課長 それから日本とロシアの協定、3つの政府間協定と1つの民間協定がございましたが、この特集の19ページの前の段階の文章で、この4つの協定について記載させていただいておまして、日本とロシアの交渉の仕組みといいますか、全体像については御紹介させていただいているところでございます。具体的には17ページの(3)に書かせていただいております、この部分で協定の枠組みといいますか、日本とロシアの交渉の全体像については御理解を頂くようお願いしたいと思っております。

それから、言葉の整理として「古くから」なのか、「古来から」なのかというご指摘がございました。この表現につきましては過去の水産白書もよく精査しながら、どの表現がより適当か検討してみたいと思っております。

それから、非常事態においてどのような供給をするのかというご指摘がございました。

これについては、今後、非常事態における具体的な手続といいますか、具体的な取組の在り方について省内で検討していく方向で進んでおりますので、高橋委員の御指摘は正に非常に重要でありますので、しっかり受け止めまして、非常事態においてどのような措置

を講じていくかということについてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

それから、資料4「令和5年度に講じようとする施策」について、様々な御意見を頂きました。基本的には、本文の修正に係る御意見ということではなく、施策の在り方についてのご意見との認識でありますので、頂いた御意見はしっかりと受け止めまして、水産庁内の関係部局につなげさせていただいて、検討できるものについてはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

その中でも特にコメントさせていただきたいことについて幾つか申し上げたいと思いますが、まず、人材育成について様々な御意見を頂きました。水産高校との連携ですとか、また外国人労働者の制度についても現在、見直しが進んでいくような状況でございますので、我々としてはその動向をよく見ながら、水産業界により就業者に入っていただいて定着するよう、施策の在り方をしっかりと検討してまいりたいと思っているところでございます。

○資源管理部長 資源管理部長の藤田でございます。私の関連するところで幾つか御指摘を頂いておりますので。

まず、高橋委員から施策のところ、沖合漁業の「段階的に推進します」というところについて、何か具体的な考えがあるのかという話がありました。

これは高橋委員がよく御存じだと思うんですけれども、現在の漁業許可の体系というのは魚種ですとか漁業種類に特化した形で縦割りになっておるわけでございます。それぞれに特化しているものですから、それぞれごとに何といいますか、進化して、いろいろな規制が加わっている。その中に、例えば漁船の大きさなども入っているということでございますけれども、今後、同じ船で複数の漁業をやろうと思えばそういったところをできるだけ共通にするというんでしょうか、柔軟性があるような形にすることが考えられるということです。では、何でもかんでも一気にできるのかというと、そこは漁船そのものの特性とか、あとは漁業調整上の問題を考えながらやらないといけないので、そこはそれぞれごとに具体的に考えていこうと思っておりますが、そういう資源の変動が大きい状況ですので、いい資源をできるだけ利用するというんでしょうか、そういった形にできればと考えております。

それから、中川委員から遊漁に関しまして2つ御指摘を頂きました。

プレジャーボードの問題は、確かに我々も非常に頭を痛めておる問題でございますけれども、今回、後で説明がございます法律改正におきまして、地域でしっかり協議会制度み

たいなものを設けて、遊漁もしっかり取り込んでいこうという形で考えております。そういったことをしながら、プレジャーボートの方にも少しでも地域でのルールといいますか、マナーを理解していただけるように努力したいと思っております。

ライフジャケットの話は、ものすごく端的に申し上げますと国交省関連の法律違反でございますので、我々は都道府県には機会あるごとに、しっかり守っていただけるように指導いたしたいと思っております。もしそういうことがありますれば、内々に御連絡を頂ければ私どもの方からしっかり関係する都道府県を指導して、直ちに改善するようにということは責任持って対応したいと思っております。

○増殖推進部長 水産高校について、関連も含めて川原委員、野田委員、山下委員からお話がありましたので、ちょっと全体像というか、現状を御説明しておいた方がいいと思って、お話しします。

水産高校、今、海洋高校等もあります。学科になっているところもありますが、全国に46校ございまして、生徒数が9,000人弱です。ですから、3で割ると1学年3,000人ほどとなろうかと思えます。

その中で、野田委員からお話が合った八戸と全国の傾向は少し違うんですが、全国で言いますと、6割が就職して4割が進学するといった数字を文科省から頂いています。就職した者の内数で言いますと、いろいろな船に乗るとか加工場で働く等も含めての就職者数は、大体6割が水産海洋関連に就職しているということです。また、進学先には専攻科等もありますので、そういう方は海技士の資格を取って本当に船に乗っていただく方だと思いますが、令和3年の卒業生でいうと全国で300人弱おられますので、漁業の就業に十分役に立てているところはあろうかと思えます。ただ、一方でおっしゃるような状況はあると思いますし、中身を見ていきますと、就職者の中でも本当に漁業をやっているのはどうも1割ぐらいしかいないような状況。加工等の方が多いというのはありますので、おっしゃったとおり、そういうところへのいろいろなアピールも大事だと思っています。

水産の関連でありますと、例えばスマート水産業が今、いろいろ進んでおりますが、スマート水産業の特別な知識を持った人が水産高校に出前授業に行って、いろいろ楽しさを伝えるというか、夢を持った産業と感じていただけるような取組もしておりますし、文科省ではマイスターハイスクール制度といって、地域の産業と一体となって人材を育成していくような仕組みもやっております。今後ともいろいろな形で水産高校、海洋高校が人材育成に役立てるように進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○漁政部長 久保田委員からお話がありました近代化資金、これは御要望として承りたいと思いますけれども、私ども実態として、傘下のある県の漁業者さん、関係者さんから要望を頂いて対応したこともあるわけですが、その際はたまたま公庫資金の方で活用可能なものがあったということで、御紹介いたしました。

県によってこの近代化資金についての理解といいますか、予算の配分が変わってくるというのは正に御指摘のとおりでありまして、我々もちょっと頭を悩ませているところではあるんですが、一方で、県の自治事務であるということと、最大の要因は、御指摘を頂きましたように税源移譲しているという事情がございまして、なかなか国の方で「では、改めて」というのは難しい状況でございます。

ですので、何といいますか、各県でばらつきが出ている状況等はこちらでもいろいろ把握した上で、どういった対応があり得るのか引き続き検討してまいりたいと思います。

それから、中川委員あるいは佐々木委員から流通の関係で、やはり地元での消費、地元の武器として活用していくことが重要ではないかという御指摘を頂いております。

こちらについては私どもも非常に重要な事項だと思っております、例えば資料4で言いますと、15ページの（3）消費のところにア、国産水産物の消費拡大とありまして、ここで地産地消の取組という形で取り上げておりますけれども、やはり地元で、かつ地元にお金が落ちるような形で活用していただくことは非常に重要なことだと思っております。

ただ、漁業者さんから見れば、やはり多様な選択肢があることが重要だと思いますので、1つに決め打ちということではなくて、いろいろなところが活用できるような体制、特にICT等も活用しながら一番有利なところに売る、あるいは地元にも売っていくという流れが多様な形でできるようなことを、我々としても考えていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○企画課長 高橋委員から御指摘ございましたが、6ページの沖合漁業のところで兼業化ですとか協業化、共同経営という話について、具体的にどのようなことを考えるのかということがございましたが、これも当然ながら、現在においてもそういった取組を希望する漁業者については様々な支援を講じていくわけでございますけれども、先ほど動向編の中で御紹介いたしました「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」の中で、そういった取組を具体的に進めていく上でどういった施策が必要かということを今後検討していく考えでございますので、検討会の結果なども踏まえて、具体的な施策を考えてい

きたいと思っております。

それから今回、白書の中で、まだデータ自体が最終的に固まっていないところなどもございまして、現在、最終的なデータの整理などもしているものもございします。また、一部記述の追記などを検討しているところが2か所ほどございしますので、御紹介させていただきます。

まず、60ページに当たりますけれども、第1章（4）のウ、水産物の輸出拡大に向けた取組でございします。

輸出拡大に向けては現在、様々な取組を進めてございしますけれども、より輸出先国のニーズを踏まえた、マーケットインの考え方に基づいた取組を現在進めているところでございしますので、そういった観点で追記できないかと考えているところでございします。

それから80ページ、第2章（3）のイ、新規漁業就業者の確保に向けた取組のところで、漁家子弟がなかなか就業していかない要因として価値観の変化ということを書かせていただいておりますけれども、例えば収入なども含めた将来への不安といったことも記載することが必要ではないかということも現在、検討しているところでございまして、最終的にはそのような修正をしていく考えを持っていることを御紹介させていただきたいと思ひます。

○資源管理部長 菅原委員から遊漁料の話を受けました。

確かに現場でそういった事情があることは承知してございします。ただ、法律上、これまでもいろいろ議論してきたんですけれども、積極的に放流効果があるといひますか、そういった取組をするもの以外について、義務付けをして費用を徴収することは大変難しいといひことでございします。一方で、ブラックバスそのものにつきましては特定外来生物といひことで、別の法律で、基本的に駆除していくという方向が出ていますので、それを一生懸命増殖するわけにもいひかないといひことでございします。

一方で、今回のといひますか前回のといひますか、漁業法の改正の中では、まだちょっと使われていないんですけれども、海面におきましては沿岸漁場管理制度といひことで、漁協さんが、例えば赤潮のモニタリングをするとか漂流物を除去するとか、干潟の保全活動をするといったときの人件費みたいなものの費用徴収をお願いしていく制度は一応作りしました。まだちょっと使われていないんですけれども、そういったものの運用状況みたいなものをしっかり我々も見ながら、今後どういった形が好ましいのか、宿題としてちゃんと検討を進めてまいりたいと思ひております。

○山下部会長　ありがとうございます。

種々御説明いただきましたので、委員の皆様も納得していただけたのではないかと思います。

この議題については、この辺りで終わりたいと思います。

まとめますと、資料2「令和4年度水産の動向（案）」、資料3「令和4年度水産施策（案）」、資料4「令和5年度水産施策（案）」及び資料5「令和4年度水産白書概要版（案）」これらについては、本日皆様から頂いた御意見を踏まえて、それから事務局でも加筆するというお話がありましたので、その加筆もしていただいて再度修正を行って、そして最終案の答申については部会長の私に一任していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なし）

○山下部会長　ありがとうございます。

それでは、この辺でこの質疑を終わらせていただきます。

実はもう一つ、その他という議題がございます。時間的には4時にあと10分というところですけども、もし4時を過ぎて御都合がお悪くなった方がいらしたら、退室していただければと思います。もしかして時間が過ぎてしまうかもしれませんので、先にそのように申し上げておきます。

それでは、その他の議題として漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案、及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、本議題は報告事項となっておりますが、事務局より説明をお願いいたします。

○企画課長　それでは、資料6－1と6－2に基づきまして、法案について御説明したいと思います。

この2つの法律案につきましては、現在開会しております通常国会に提出させていただいておりまして、現在、国会での審議を待っている状況でございます。これらの法案の中身について、この機会に報告させていただきたいと思います。

まず、資料6－1でございますが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

この法律につきましては、「背景」のところがございますように、漁港における海業の推進を図るための法律案でございまして、1．漁港における水産物の消費増進等のための取組を推進する、また、2．漁港の機能強化を図るということで、養殖ですとか輸出促進

に向けた衛生管理の高度化、また、海業に資する販売機能強化などの課題に対応できるよう、漁港法上に記載する漁港施設について拡充するという内容でございます。

真ん中の段、法律案の概要でございますが、まず、漁港漁場整備法の改正についてでございます。

概要の1つ目、漁港施設等活用事業の創設を図るものでございます。①でございますが、「漁港の活用促進」を漁港漁場整備法の目的に追加するものでございます。漁港漁場整備法の現在の目的は「漁港の円滑な整備と維持管理」でございますが、漁港における海業の推進を図るということから、「漁港を活用する」仕組みを、今回、法改正により盛り込み、目的にもその旨追加するものでございます。

この法律の目的を改正することと併せまして、法律の名前も変更することとしてございまして、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする考えでございます。

②でございますが、漁港の活用のための事業として、漁港施設等活用事業制度を創設いたします。

このスキームにつきましては、1つ目の○にございますように、漁港管理者、これは都道府県や市町村が担うわけでございますけれども、漁港管理者が漁港を活用して海業を進める上で、漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定できることとしてございます。

この推進計画を策定した漁港管理者において、実際に海業に係る事業に取り組むのは民間事業者、また漁業協同組合などが想定されるわけでございますが、この漁港管理者の認定を受けて実際に海業に取り組んでいただくというスキームを今回、設けるわけございまして、そういった認定を受けた事業者については、2つ目の○に3つほど「・」がございまして、漁港施設の貸付けですとか、今回新しく設けます漁港水面施設運営権を設定することができることや、また、水面等の長期占用、これは現在最大10年でございますが、これを最大30年まで延ばすことができるといった法律上の特例措置を与えることによって、認定を受けた事業者が円滑かつ安定的に海業に係る事業に取り組むことができるよう手当てをするという内容でございます。

2. 漁港施設の見直し等でございます。

これも先ほど申し上げましたように、漁港のニーズとして養殖の推進ですとか衛生管理の高度化、また販売機能の強化を図っていく必要がございますので、漁港施設として陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設といったものを追加するものでございます。

それから赤枠でございますが、水産業協同組合法の一部改正でございます。

先ほどの漁港漁場整備法の改正の中で、漁港管理者から認定事業者の認定を受けるスキームが設けられるわけでございますけれども、漁業協同組合がこの認定を受けて海業に関する事業を実施する場合、現在、漁業協同組合にかかっております組合員の労働力に係る員外利用制限の規制を緩和することによって、労働力に係る制限にとらわれず安定的に海業に関する事業が実施できるよう、併せて手当てを行うものでございます。

この法律案につきましては、今国会で成立した暁には1年ほど施行の準備期間を設けまして、令和6年4月を目途に施行する方向で準備してまいりたいと考えております。

次に資料6－2、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要でございます。

この法律案につきましては、1つは、海業の代表的な取組であります遊漁船業について、利用者に安心して利用していただくという観点から、昨年、北海道知床沖でございました遊覧船の重大事故なども踏まえまして、利用者の安全確保に関する手当てを講じること、それから、先ほどもプレジャーボートの話がございましたけれども、遊漁船業における漁場の適正利用を確保するために手当てをするということございまして、「背景」の1．遊漁船業における安全性の向上と、2．地域の水産業と遊漁船業の調和を図るための体制の構築を法律の中で図っていくものでございます。

法律の概要でございますが、まずは遊漁船業の安全性向上に向けた措置ということで、1．にございますように遊漁船業の登録制度の厳格化を図り、法律の遵守状況が不良な者については登録の有効期間を短縮できるような仕組みを設けることとすとか、登録の要件の厳格化を図ることによって登録の段階で不良な事業者を排除できるような手当てを講じることとしております。

また、2．にございますように、安全管理体制の強化を図るため登録申請の際に業務規程を提出することを義務付け、その中に安全に関する事項を記載していただき、これが不十分な場合は登録できないこととすることや、遊漁船業務主任者の具体的な業務として、船に乗り組んでいただいて利用者の安全管理を行っていただくことを法律上に明記します。

さらに、3．にございますように、事故を起こした場合、登録先であります都道府県に事業者が事故の種類や原因について報告することを義務付け、都道府県や遊漁船業者には、事故や安全に関する措置に関する情報を公表することを義務付けるといった内容を盛り込むものでございます。

一番下、地域の水産業との調和に向けた取組についてでございますが、都道府県段階で、都道府県行政や遊漁船業者、漁業協同組合などを構成員とする遊漁船業に関する協議会を設けることができることを、今回、法律に盛り込むこととしてございます。この協議会の場を通じまして、まずは遊漁船業の安全に関する情報共有ですとか指導を行っていただくと同時に、漁場の安定的な利用について、地元の漁業者との調整を図っていただく場を設けていただき、地元水産業との調和を図っていただく取組を推進してまいりたいと考えております。

以上が法律の概要でございますが、今国会で成立した場合には、令和6年4月の施行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

2 法案については以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございましたら伺いたいと思います。正に先ほどコメントを頂いた遊漁船業のこともここに出ていて、ちょうどタイミングがよかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

私から1つあるんですけれども、資料6－1の漁港漁場整備法ですね。

「法律案の概要」の下の方に漁港水面施設運営権とか水面等の長期占用と書いてあるんですが、これは具体的に一体何をやるんだろうとちょっと疑問になったので、教えていただけませんかでしょうか。

○企画課長 漁港水面施設運営権というのは、具体的に想定しておりますのが、例えば漁港区域内にある水域の中で釣堀を運営する場合に、浮桟橋を陸地から架けまして一定区域を釣堀にする、そういう事業が安定的に運営できるように権利を設定して、与えることができるようにするものでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問などいかがでしょうか。

野田委員。

○野田特別委員 八戸の方でSDGsの14番から何ができるのかという話をしていったときに、海で見つけたごみといいますか、これはプラスチックだったり漁網だったり、あとは全然違う海の底から引き揚げたものだったり、いろいろあるんですけれども、それは漁業者が自分たちでしなければいけないという話になって、八戸市だけは「八戸市で何とかするわ」という話に変わったんです。SDGsの14番だからというのなものなんですけれども、

そういったことも、いずれこういった漁港漁場整備の中の1つとして、いわゆるそういった人たちが何のごみをどこにどうやって捨てるのかというか、港のどこに集めるのか、また、それをどうやってやるのかを何か一言やっていただければいいかなと思います。

○増殖推進部長 今の件、海洋ごみで、特に底びき等を代表として、海に入っただごみを陸に持って帰ってこられるのは漁業だけだから頑張れという話をしていまして、陸の人が海にたくさんごみ、プラスチックを流しているわけですが、持って帰ってこられる者は少ないということなので、漁業者については全国団体もそうですが、環境省とコラボして持って帰ってきたごみを処分する仕組みを、地域、地域で話し合えばできるという話にしています。たしか八戸もやっておられたと思うんですけれども、そういう動きもありますので、全国的にも進めていきたいと考えてございます。

○漁港漁場整備部長 その関連で補足ですけれども、先ほどの法案の説明資料の中で、2. 漁港施設の見直し等の2つ目の○に「漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設」とあります。漁港の管理者というのは大体地方公共団体なんですけれども、中での清掃活動だとかそういったことに民間の団体に協力していただいている実態があります。そういった中で、これから海業等で人がいっぱい来たときには、やはりごみの問題とか駐車場の問題とか、漁業とのトラブルになりかねないような問題もいろいろ出てくるので、そういった場合に地域の団体の方などに御協力いただく、それをちゃんと法律の中で管理者が指定するような仕組みを今回、新たに設けることとしていますので、そういった民間の方の力も借りて、漁港の維持管理を進めていきたいと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○高橋特別委員 全く理解できていないのですが、1点だけ教えてください。

この法律の第4条の2の中に漁業体験の話が出てくるのですが、実は私も宮城県石巻市で、漁港区域の外れの方で子供たちに地引き網の体験をさせているのですが、コロナ禍でちょっとできなくて、今年はやろうかなと思っていますけれども、地元の漁協とタイアップしてやっております。この場合、これに抵触するのか。何か別の許可か何かもらう必要があるのか、全く分かりませんので。将来的にそういうイベントをやる場合、NPOと連携してやることもあります。そういった場合の兼ね合いはどのようになるのか。全く関係ないのか、それとも特別に何か許可を頂かないとできないのか、教えていただきたいのですが。

○企画課長 御質問ありがとうございます。

今回の法律は、むしろ使いやすくするために法律の手当てをするものでございますので、現在行われている取組について、何か規制が強化されるということでは全くございません。

恐らく今、取り組まれていることについては、当然ながら漁港区域で行うことについては何らかの制限がついてくると思うんですけれども、様々な工夫をされながら事業をされていると思いますので、少なくともこの法律が施行されることによって何か支障が出るということは全くございませんので、そこは安心していただいて構わないと思います。

○山下部会長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、御質問も出たようですので、本議題はここまでとさせていただきます。

ほかに事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は御審議いただきまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますけれども、諮問事項の「令和5年度水産施策（案）」、いわゆる「講じようとする施策」については、「令和4年度水産の動向」と併せまして5月下旬ないし6月上旬頃の閣議決定、また国会への提出を予定しておりまして、そういう中で手続を進めてまいりたいと考えております。

そういった状況であります、委員の皆様方におかれましては非常に御多忙の折、水産白書の作成に当たりまして貴重な御意見、また御指導を頂き誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

予定の時間を10分ほど過ぎてしまいましたけれども、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。